

国土建整第38号
平成28年10月13日

一般社団法人
全国建設業協会 会長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長



建設業分野に係る経営力向上に関する指針の策定について

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）は、中小企業等の経営力向上の支援等を目的としているところ、法第12条第1項では、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができると規定されております。

今般、法第12条1項に基づき、別紙のとおり、建設業分野に係る経営力向上に関する事業分野別指針を平成28年10月13日に公布、施行いたしました。

つきましては、貴団体傘下の会員等に対し、本指針の周知をお願いします。